

第 I 章 総論

I-1 背景と目的

久喜市では、「久喜市緑の基本計画」の基本理念「水と緑をまもり・ふやし・つなぎ・そだて、緑と共生した生活環境を次世代へと継承する」を念頭に、河川や水路などの水辺・屋敷林などを保全するとともに、道路や住宅地、工場などの都市緑化を推進しています。

そうした中で、潤いや安らぎ、自然の保全、都市の安全、防災等といった様々な効果を持ち、市民生活に恩恵をもたらす街路樹を適正に管理、選定等を行う必要があるため、久喜市街路樹等の管理及び選定に関する条例（以下「条例」という。）及び同条例施行規則（以下「施行規則」という。）を制定し、取り組みを進めてきたところです。

しかしながら、植栽後数十年を経て、街路樹の大木化や老朽化による腐朽や倒木、歩道の根上がりなどの問題により、道路空間の安全性が阻害されるといった状況が生じています。

また、落ち葉や病害虫の発生への対応などの課題も生じています。

このように、様々な課題への対応が求められる中で、街路樹本来の役割である潤いや安らぎ、自然の保全、都市の安全、防災等の効果等を踏まえつつ、統一した樹木の管理・選定を進める必要があります。

また、新規に歩道や道路付帯施設等の附近に樹木を植栽するにあたっての植栽基準の整理に併せて、以前に植栽された街路樹同様に、維持管理の改善に焦点を当てた対策を講じる必要があります。

以上のことから、街路樹本来の機能や都市空間に即した樹姿を維持し、市民の潤いや安らぎ等が身近に感じられる沿道緑地として、市民に親しみを持たれる街路樹の維持管理に関する手法を整理し、厳しい財政状況の中、街路樹を適正に管理、選定していく手順を示した「久喜市街路樹管理指針」を策定するものです。

I-2 指針の位置づけ

本指針は、「条例」及び「施行規則」に基づき、「久喜市緑の基本計画」と整合性を図り、街路樹を適正に管理、選定する上での指針について明らかにするものです。